



ぎふ 環境保全

VOL. 125

• 発行 •
令和3年
1月15日

◆「岐阜県・岐阜市と

(一社)岐阜県産業環境保全協会との懇談会

[行政ニュース]

◆「(特別管理)産業廃棄物処理業の

許可申請に係るお知らせ」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

◆「エイジフレンドリーガイドラインと

高齢労働者の転倒災害防止対策について」

岐阜労働局労働基準部健康安全課



春の高山祭（山王祭）【高山市】

高山祭は、春の山王祭と秋の八幡祭の総称で、屋台行事はユネスコ無形文化遺産に登録されています。
春の高山祭は毎年4月14日、15日に開催され、豪華絢爛な12台の祭屋台が曳き揃えられます。

あいさつ 新年を迎えて

(一社)岐阜県産業環境保全協会理事長 澤田裕二 … 2
役員一同 … 3
岐阜県環境生活部長 西垣功朗 … 4
岐阜市環境部長 浅野裕之 … 5

特 集 「岐阜県・岐阜市と(一社)岐阜県産業環境保全協会との懇談会」
(一社)岐阜県産業環境保全協会 … 6

**行政ニュース 「(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に係る
お知らせ」**
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 14

**地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「飛騨地域の温泉について」**
岐阜県飛騨県事務所環境課 … 16

**シリーズ わがまちの環境保全と対策
「人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち
飛騨高山」を目指して**
高山市長 国島芳明 … 18

**労働安全衛生 『エイジフレンドリーガイドラインと高年齢労働者の転倒
災害防止対策について』**
岐阜労働局労働基準部健康安全課 … 19

安全衛生活動の現状調査集計結果について
(一社)岐阜県産業環境保全協会 … 24

協会だより <(一社)岐阜県産業環境保全協会>
新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県への寄付 … 25
河野前理事が環境大臣表彰を受賞 … 25
協会旗等の作成 … 25
理事会の開催 … 26
委員会の開催 … 27
<(公社)全国産業資源循環連合会>
令和2年度第1回マニフェスト推進委員会 … 28
<中部地域協議会>
令和2年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議 … 28
令和2年度第2回専務理事会議 … 28
<その他>
産業廃棄物処理関係【暫定】講習会の開催 … 28
優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介 … 29
<会員数の状況> … 29

お知らせ 電子マニフェストシステムの加入申込み … 30
産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について … 31
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 … 32
保全協Newsについて … 33
事務局からのお願い … 33
編集後記 濱岡直彦 … 34

表紙写真 「春の高山祭」(山王祭) … フォト 高山市提供



新年を迎えて

理事長 澤 田 裕 二

新年あけましておめでとうございます。

令和3年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大で、国内は、東京オリンピック・パラリンピックをはじめイベントや移動の自粛による消費の冷え込みもありました。当協会としても、定時総会や各委員会、研修会など全ての行事を制限せざるを得ませんでした。

現在も新型コロナウイルス感染拡大状況は収まる傾向にはありません。GoToトラベル、GoToイートに見られますように感染防止と景気回復のバランスを取りながら停滞していた経済活動や社会活動を少しずつ再開し始めなければいけませんが、先ずは、新型コロナウイルス感染に皆さんのが懼らない、感染させないようにすることだと思います。情報を正しく理解し、確実に予防を行う(例えば、人との距離を保つこと、マスク着用と手指消毒をこまめにする)ことで、感染はほとんど防止できると言われます。これは、日頃、皆さんのが取り組んでおられる安全衛生活動と何ら変わるものではありません。注意を怠ることなく、作業を確実に行えば災害は防ぐことができます。業界としては、引き続き警戒は必要ですが、万全の予防対策をとりながら産業廃棄物の適正処理を一層進めていくという両方向で対応していかなければなりません。当協会としても、今までのように災害想定だけではなく、細菌やウイルス感染対策等も加えて、業務継続計画、いわゆるBCPの検討もしていかなければなりません。

その事業のひとつとして、県がPCR検査や医療現場の充実による新型コロナウイルス感染症対策を推進し、事態を収束させることが協会にとっても非常に重要であると考え、その対策の一助となるよう岐阜県に寄付を行いました。

また、7月の豪雨災害では、岐阜県でも特に飛騨及び東濃地方を中心に豪雨による家屋全壊6棟、半壊37棟、一部損壊87棟、床上浸水30棟等の浸水被害が発生しました。正に、50年・100年に一度といった異常気象がノーマルな気象になっていると感じざるを得ません。

災害は、一部の地域で収まらず県を跨ぐような広域なものになってきております。

当協会としては、災害廃棄物対策に関する市町村との協定締結など体制整備を進めることとし、一昨年の年末には、岐阜市と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。昨年末には、中部地域協議会や建設業協会との災害廃棄物処理についての意見交換会を行うなど、今後も更に踏み込んだ取組みを進めていきたいと考えておりますので、是非、会員の皆様のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

産業廃棄物不法投棄・不適正処理対策に関しましても引き続き、岐阜県・岐阜市と協力し、全国産業資源循環連合会と呼応して、会員の皆様に対する適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、今まで以上に強力に取り組んでいかなければならないと考えています。

また、会員および業界の発展の基礎となる人材育成や安全衛生に対する支援を全国産業資源循環連合会と連携し、事業を推進していきたいと考えています。

最後になりましたが、本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。
本年も協会の運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いします。

令和3年元旦

理事長	澤 田 裕 二	理事	杉 下 武 夫
副理事長	丹 羽 武	同	鷺 崎 哲 也
同	木 村 順 一	同	高 木 雅 浩
同	石 原 幸 喜	同	濱 岡 直 彦
専務理事	大 坪 敬 明	同	伏 見 典 郎
理事	石 田 謙 治	同	松 野 守 男
同	片 岡 政 之	同	松 原 史 尚
同	粥 川 竜 司	同	森 本 稔 人
同	川 畑 謙一郎	同	山 下 八 起
同	北 川 仁 司	同	山 田 輝 幸
同	國 本 吉 男	監 事	纁 纁 和 人
同	栗 本 純 夫	同	小 塚 將 樹

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長

西垣功朗

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より、環境行政とりわけ産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大というかつて経験したことのない難局に直面している中にあって、安全かつ安定的に廃棄物処理事業の推進にご尽力いただくとともに、昨年11月には、感染症対策へのご寄付をいただきました。重ねてお礼申し上げます。

県では、第2次廃棄物処理計画の計画期間満了に伴い、令和3年度を始期とした第3次廃棄物処理計画を策定することとしております。

この第3次計画では、近年の廃棄物処理の現状を踏まえつつ、SDGsの達成に向け廃棄物の発生をより一層抑制するとともに資源の循環利用を進めるため、「資源循環型社会の形成」を基本方針として策定することとしています。

特に、近年対策が急がれている食品ロスやプラスチックごみについて、貴協会をはじめ各主体との連携を強化し、具体的な削減や資源の循環を促してまいりたいと考えております。

廃棄物処理事業は、県民の生活を維持するために必要不可欠なサービスであるとともに、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上や資源の有効利用に寄与するものです。

「清流の国ぎふ」を持続可能なものとし、次世代に引き継ぎ、発展させていくため、貴協会並びに会員の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、新しい年が貴協会並びに会員の皆様にとって穏やかで希望に満ちた一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境部長

浅野 裕之

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知の通り、昨年、令和2年の初めから新型コロナウィルスによる感染が拡大し、これまで経験したことのない、緊急事態となりました。こうした状況にあっても、産業廃棄物の安定的な適正処理は、社会経済活動の維持に欠かすことのできない重要な業務であり、貴協会及び会員の皆様方のご尽力に心から敬意を表します。

世界で起きているごみ問題は、国連サミットで持続可能な開発を目指すために取り決めを行なった「SDGs」にも大きく関わっています。SDGsの1つ「つくる責任 つかう責任」では、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することが求められています。世界各地で問題となっているプラスチックごみの海洋流出問題が深刻化するなか、昨年7月から全国の小売店で開始されたレジ袋の有料化は、持続可能な未来を築くため、日常生活全般を見直す第一歩として期待するものです。

また、昨年は、「数十年に一度の大雨」に対する最大級の警戒を呼び掛ける「大雨特別警報」が4回発表され、運用開始から7年間で計16回発表されています。本市でも異常気象とも呼べる昨今の状況を大変重く受け止めており、本市が被災した時の災害廃棄物の対応シミュレーションとして、昨年は災害廃棄物処理図上演習を2回実施したところです。貴協会との災害廃棄物処理にかかる支援協定は、本市の災害廃棄物処理を推進するうえで、重要な位置づけとなっており、大変心強く思っております。今後とも、貴協会と情報交換等を密にして、双方が協力体制に関する確認を行うことで、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理体制が堅持されるよう、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が災害による被害がなく、コロナ禍が終息し、環境行政が大いに進展することを期待するとともに、貴協会のさらなるご発展と、会員皆様方の益々のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

特集

岐阜県・岐阜市と（一社）岐阜県産業環境保全協会との懇談会

総務委員会委員長 國 本 吉 男

令和2年12月16日16時30分から、グランヴェール岐山鳳凰において、岐阜県、岐阜市と当協会との懇談会を開催しました。

今年度の開催は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、3密を避ける、会議時間の短縮化等の感染防止対策に取り組み、出席者については、協会役員に限定し開催したため、会員の皆様に参加希望を照会ができなかったことをお詫び申し上げます。

懇談会の概要を以下のとおり、報告します。

[開会]

懇談会開催にあたり、澤田裕二理事長から「省内でも、第3波の新型コロナウィルス感染が続く中ではありますが、岐阜県、岐阜市と当協会との懇談会を開催いたしましたところ岐阜県廃棄物対策課からは、井戸課長をはじめ各係長に、岐阜市産業廃棄物指導課からは篠田課長をはじめ各係長にご出席をいただいたことに感謝申し上げます。続いて、今年1月16日に、日本国内での新型コロナウィルス感染が確認され从、新型コロナウィルス感染症のパンデミックにより、社会・経済に甚大な影響を与えています。現在、第3波の中であり、ウイルスとの戦いの真最中で、今後の展開はまだまだ分かりませんが、感染症対策をしっかりと行うこととし、行政懇談会を開催させていただきました。懇談会は、今回で4回目の開催となります。懇談会の席上で、私ども協会側から、要望や意見を申し上げておりますが、営利を目的とした要望ではなく、産業廃棄物の適正処理を進めていく中で、出てくる課題に対しての要望であります。事業者が抱く課題をご理解いただき、岐阜県や岐阜市における産業廃棄物の減量、再生利用、適正処理などを推進する施策の参考にしていただきますこと、併せて、協会と行政の協力を、さらに進める機会となりますことを期待するものであります。最後になりますが、今後とも、当協会に対して、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。」と開会にあたっての挨拶を行いました。

井戸岐阜県廃棄物対策課長からは「岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃から、県の環境行政、とりわけ産業廃棄物の適正処理の推進や資源循環の推進について、格段のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げる。また、新型コロナウィルス感染症の拡大というかつて経験したことのない難局に直面している中にあって、安全かつ安定的に廃棄物処理事業の推進にご尽力いただくとともに11月には、感染症対策へのご寄付をいただいたことに対し、重ねてお礼申し上げる。県では、第2次廃棄物処理計画の計画期間満了に伴い、令和3年度を始期と



澤田理事長

した第3次廃棄物処理計画を策定することとしており、第3次計画では、近年の廃棄物処理の現状を踏まえつつ、SDGsの達成に向け、廃棄物の発生をより一層抑制するとともに資源の循環利用を進めるため、「資源循環型社会の形成」を基本方針として策定することとしている。特に、近年対策が急がれている食品ロスやプラスチックごみについて、貴協会をはじめ各主体との連携を強化し、具体的な削減や資源の循環を促してまいりたいと考えている。本日は、排出事業者対策、産業廃棄物処理施設や産業廃棄物処理業について、当方からそれぞれ取組状況を説明し、そのあと意見交換をさせていただきたいと考えております。忌憚のないご意見をいただきまして、廃棄物の適正処理及び資源循環の推進のため、実りある会となることを祈念します。」とご挨拶をいただきました。

篠田岐阜市産業廃棄物指導課長からは「平素は本市の産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。私は平成28年度に産業廃棄物指導課長を1年間努め、その後保健所に異動しましたが、今年度再び産業廃棄物指導課長として戻ってまいりました。今年はコロナ禍で、業務のデジタル化やネットワークを活用し、直接対面を避けることで感染のリスクを低下させる取り組みが進められていますが、廃棄物処理業界は、こうした取り組みでは代替できない分野であり、現場で感染リスクを考慮しながら作業従事される方々には改めて感謝と敬意を表します。また、貴協会とは平成30年12月に「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」の締結に至り、岐阜市の災害対策にとって重要なものと位置付けており、大変心強く感じております。本日の懇談会で業界からの要望と行政の課題を協議することで、双方にとって有意義なものになることを期待します。」とご挨拶をいただきました。

[議題]

挨拶終了後、「排出事業者対策」、「産業廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理業」及び「その他」に分類した議題に沿って、意見交換を実施しました。

1 排出事業者対策について

岐阜県からは、「廃棄物監視指導専門職の配置や市町村職員への立入検査権限の付与に加え、食品廃棄物の不正流通事案を契機として食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入検査権限を付与し、食品製造業者への立入検査を実施するなど、監視指導体制を強化するとともに、インターネット110番等の通報体制の整備や業者委託による夜間・休日パトロールを実施している。排出事業者対策としては、適正処理・排出事業者責任に関する周知・啓発が重要であり、中小企業向けの講習会の開催や水質汚濁防止法等の他法



井戸廃棄物対策課長



篠田産業廃棄物指導課長

特集

令に基づく立入検査等の機会を捉えて、排出事業者向けのチラシを配布している。令和元年度には、産業廃棄物処理動向調査の実施にあわせ、約5,000件の調査対象に排出事業者向けのチラシの配布を行った。」と取組のご説明がありました。

岐阜市からは、「排出事業者に対する監視指導は、産廃Gメンとして警察OBを2人配置し、令和元年度には248件/年の立入検査及び時間外監視パトロールを実施し不適正処理事案の早期発見に努めている。建設リサイクル法全国一斉パトロールとして、市役所関係部局と合同で、建築解体現場及び土木工事現場等のパトロールを2回/年実施している。また、平成17年度から導入した産業廃棄物情報管理システムにより検査・指導等の情報を一元管理し共有を図っている。啓発としては、排出事業者等から出前講座の講師依頼があった場合は、職員を派遣している。」と取組のご説明がありました。

説明後、協会側から「許可業者以外の他業種への指導も徹底してほしい。」「現場に搬入される建設副産物に不純物の混入がみられる。行政からも不純物の減量の指導を願いたい。」と申し出たところ、

岐阜県からは、「排出事業者対策としては、適正処理・排出事業者責任に関する周知・啓発が重要であり、今後も機会を捉えて周知・啓発に努めていく。排出事業者の数が非常に多い中、幅広く啓発できるような方法を検討したい。不純物の混入について、具体的な事案があれば情報提供をお願いしたい。」とご回答がありました。

岐阜市からは、「管轄が岐阜市内に限られているため、きめ細かい監視パトロールが出来ていると思う。昨年度、5,437件の「確認監視」のうち約73%にあたる3,962件が排出事業者に対してであり、今後も引き続き監視パトロールにより対応していく。また、不純物の混入については、受け入れ時の確認が不十分であるとか、適切に処理がなされていない可能性ある場合は、具体的な情報提供のもと個別に対応する。」とご回答がありました。

議題1のまとめとして、協会側から、総務省が公表している経済センサスによれば、平成28年度の岐阜県内の民営事業者数は、10万331事業所で、岐阜県や岐阜市において、

排出事業者となることが想定される全事業所を立入り、排出の実態を調査することは不可能であり、まずは、排出事業者への普及啓発による対策ということは理解できる。一方で、コロナ禍の影響で、人員削減等で、選別や分別が不十分なまま排出されるケースや、処理費用が安価な処理業者へと流れ、適正な処理が行われているかなど疑問に感じることも事実である。食品廃棄物については、保健所の立入等で継続して

行われていることで、排出者の意識の向上につながっているものと感じている。排出量の多い業態、選別や分別を必要とする業態、各地域を代表する産業業態などに対象を絞り、立入調査を行うなど排出事業者対策を進めていただきたいと要望しました。

2 法、条例及び要綱に規定する産業廃棄物処理施設について

岐阜県からは、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設及び適正処理条例に基づく



小規模産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、手続条例に基づく事前手続きが必要であるが、手続条例は、行政関与のもと、説明会を開催し住民に周知し意見を聴くことにより、産業廃棄物処理に係る事業計画をより地域の生活環境に配慮されたものとしていただくことを目的としている。令和元年度は事業計画書の提出が7件あり、条例が施行された平成21年度からの累計は、令和元年度末時点で102件となっている。審査中のものを除き、条例手続きが終了した80件のうち、周知計画書の提出以降が不要となる適用除外案件が38件となっている。手続きに必要な期間は、申請内容等により様々であり、一概には言えないが、焼却施設以外の中間処理施設に係る事業計画書の確認については、市町村等への照会に必要な期間を含めて、2～3か月程度をしている。積替え保管施設や再生活用施設の設置にあたっては、指導要綱に基づく事前手続きが必要であり、令和元年度は事業計画書の提出が2件、平成21年度からの累計は、令和元年度末時点で42件、うち積替え保管施設が38件となっている。」とご説明がありました。

岐阜市からは、「岐阜市内に設置する産業廃棄物処理施設に関する許可・届出等については、産業廃棄物指導課が担当している。施設としては、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理施設」(15条施設・21施設)、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(適正処理条例)に基づく「小規模産業廃棄物処理施設」(小規模施設・51施設)があり、法、適正処理条例、指導要綱を根拠に、必要な手続きや指導を行っている。」とご説明がありました。

説明後、協会からは、「廃棄物の再生利用、特にバイオマスを扱っておりますが、リサイクル品としての品質基準を高く保つことが求められております。技術の向上が高まる中、新しい機材の導入に対する規制の簡略化を是非ともお願いしたいと思います。破碎機の静音化による周辺環境への好影響やモートルの省電力化など環境経営に資するものであります。」、「処理能力の変更を伴わない同程度機種への入替の要件を緩和してほしい。」、「産業廃棄物処理施設は施設の周辺環境へ与える影響が大きいということで、許可要件が厳しいものであることは十分理解できるのですが、収集運搬業の積替え保管施設の設置に関する基準はどうでしょうか。一律周辺住民への合意形成を求めるることは過度な要求事項ではないかと考えます。実際に、現在のような情報社会においては、産業廃棄物に関する様々な情報がネット上に氾濫し、当該地域住民の皆様方も、容易に情報を取得することができるのですが、この情報が正しいものであるとは限らず、結果説明会が紛糾し、合意形成を得ることが困難になってしまう場合も多いと考えます。愛知県では、当該予定地の隣接地のみ同意が必要という規定があり、住民説明会の開催などを許可要件にしていません。今後、収集運搬業の積替え保管施設の設置許可に関する規定において、住民説明会の開催を不要にする等の見直しを要望し、且つ、見直しを検討することは可能であるのか。」という意見も申し出たところ、

岐阜県からは、「手続条例上、適用除外規定があり、施設更新の場合等で一定要件に該当する場合には周知手続き以降は不要とされている。事業計画書の提出は必要となるが、内容は施設の設置許可申請と重複する点が多く、付替願の提出により、事業計画書の一部を許可申請書類とすることができます等、事業者の負担が軽減されるよう運用している。一方で、許可申請に対しては、許可基準等への適合性等について審査を行う必要があり、現状以上の簡素化は困難であるが、国においては、本年1月には地方自治体を

特集

対象としたアンケート調査を実施するなど、施設の更新や変更許可制度の見直しを検討しているものと考えられることから、国の動向を注視していきたい。また、積替え保管施設について、業として産業廃棄物を集め、保管をするという態様は、産業廃棄物処理施設と同様であることから、住民説明会の開催は必要であり、制度を見直す予定はない。以前は、産業廃棄物処理施設等と同様に周辺住民の同意を求めていたが、手続条例の制定に際し、積替え保管施設を手続条例の手続き対象とするか検討がなされ、現在の指導要綱に基づく手続きを行うこととされたものであり、制度の見直しにあたっては、指導要綱に限らず、手続条例を含め全体として考える必要がある。」とご回答がありました。

議題2のまとめとして、法に規定する手続を緩和することをもとめているのではなく、条例などの手続きの緩和を求めていることであり、処理施設の更新にあたって、軽微変更ではなく、法の変更許可に該当する変更であっても、更新する処理施設が、現に許可を受けている処理施設と同等である場合は、施設設置者から同等性の資料提供を求め、県や市において、同等性の判断をしていただき、同等と認められる場合は、県手続き条例や市指導要綱の同意要件を省略するような手続きの改正や施設の規模や種類において、簡略化できないかも併せて検討いただきたいと要望しました。

3 産業廃棄物処理業について

岐阜県からは、「令和元年度における新規申請件数は、収集運搬業が346件、処分業が3件であり、令和元年度末時点の収集運搬業者数が4,423、処分業者数が223となっている。このうち、優良認定事業者数は、収集運搬業が191、処分業が20であり、優良認定の取得率は、収集運搬業で4.3%、処分業で9.0%となっている。許可申請に係る標準処理日数は通常で40日、先行許可証の提出があった場合は24日であり、更新申請については2か月前の申請を推奨しているほか、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、郵送による許可申請書類の提出やJWセンターの講習会の修了証の取扱いについて県ホームページに掲載をしているので、参考としていただきたい。

また、今年度から自動車リサイクル法に基づく許認可事務を岐阜地域環境室及び各県事務所において行うこととしているのでご承知いただきたい。

監視指導の状況については、定期的に行う立入検査と通報等に基づく臨時立入検査のほか、最終処分場の浸出水や放流水の行政検査を実施している。令和元年度は、延べ511回の立入検査を実施し、口頭による指導を76件、文書による指導を4件行っており、主な違反の内容はマニフェストや委託契約書の記載内容の不備、保管量の超過、変更届の未提出である。」とご回答がありました。

岐阜市からは、「令和元年度の新規申請件数は、処分業1件で、令和元年度末の許可業者の状況は、収集運搬業20業者、処分業29業者、特別管理産業廃棄物は収集運搬業4業者、処分業3業者であり今日現在も変わりない。業に関する許可申請の標準処理日数は60日としており、申請者には2か月前の申請を推奨しているが、手続きが円滑に進めば概ね1か月で許可している。令和元年度には、延べ219件の立入検査を実施しており、委託契約書等の記載不備、保管量の超過等の違反を確認し指導した。」とご回答がありました。

説明後、協会側から、「処分業の許可を持たない砂利販売会社が、自社プラントより再生砕石を販売している。積替保管等、法律に従った適切な手続きが得られているのか。

巡回、指導の徹底をお願いしたい」、「より一層、優良認定制度を活用に関し、具体性を持って取り組んでいかなければならないと考えます。公共機関による産業廃棄物処理の業務において、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の底上げ・処理業に対する県民理解の増進を図ることを目的とし、各公共機関が取り扱う産業廃棄物の処理業務において、評価点制度の導入など優良認定事業者を推進する対策をお願いしたい。」と意見を申し上げたところ、

岐阜県からは、「無許可業者による不適正な処理に関しては、通報対応のほか、パトロール等を実施しているところであるが、具体的な情報があれば提供をお願いしたい。優良認定制度の活用については、地方自治法において、一般競争入札を原則とし、指名競争入札又は随意契約によることができるとされる場合を定めているが、特殊な場合を除き、廃棄物処理の委託はこれらに該当しないと考えられる。ご要望については、所管課にお伝えする。」とご回答がありました。

議題3のまとめとして、現在、環境省が推奨している優良認定事業者制度は、必ず最低5年間の不利益処分を受けていないこと、情報公開を行っていること、経営が安定していること、環境活動などを条件に認めているが、許可年数が2年長いことのほか、大きなメリットがなく、認定事業者数も少ないのが現状である。県や市においても、優良認定事業者制度を推奨する立場にあると考えるが、契約部門、環境部門など県や市において、許可業者が優良事業者制度を活用し、取得するためのモチベーションをあげる施策の検討をお願いしたいと要望しました。

4 その他

議題1から3以外にその他として、協会側から、「近年中に木質バイオマスの発電事業が県内で複数立ち上ると聞き及んでおります。特に建設廃材を使用する事業がある場合、発生量に限りがある資源のため需給バランスが崩れることによる既存の流通に影響を及ぼしかねず、行政におかれましては慎重な事前調査をお願いいたします。」「廃棄物受入処理は順調に行えていますが、処理後の有価物としての再生碎石、再生骨材(コンガラ、アスガラ)の需要が少なく生産過多となっています。ストックヤードの余力も少なくなってきており、工事設計に更なる再生材の利用、使用を推進していただきたい。」と要望し、予定していた議題に対する意見交換が終えました。

[閉会]

最後に懇談会の閉会にあたって、丹羽副理事長から「本日、公務ご多忙の中、また、コロナ禍の中、長時間にわたり、協会の要望・意見に、真摯に御回答いただきました 井戸廃棄物対策課長、篠田産業廃棄物指導課長をはじめ、各係長の皆様に、感謝申し上げます。私ども協会としても、産業廃棄物が抱える諸問題に対して、自らも問題解決に取り組んでまいりますので、岐阜県、岐阜市におかれましても、協会からの要望の実現に向けて、是非努力していただくようお願いいたします。今後とも協会並びに協会員に対する適切なご指導をお願い申し上げます。」とお礼を申し上げ、行政懇談会を終了しました。

特集

当日資料

岐阜県・岐阜市と岐阜県産業環境保全協会との懇談会

日時：令和2年12月16日（水）

16時30分～17時30分

場所：ホテルグランヴェール岐山 鳳凰の間

次第

1 開会

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会 理事長 澤田 裕二

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 課長 井戸 美子様

岐阜市環境部産業廃棄物指導課 課長 篠田 桂一様

2 出席者紹介

別紙出席者一覧表のとおり

3 議題

(1) 排出事業者対策について

(2) 法、条例及び要綱に規定する産業廃棄物処理施設について

(3) 産業廃棄物処理業について

(4) その他

4 閉会

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会 副理事長 丹羽 武

特集

当日資料

岐阜県・岐阜市と（一社）岐阜県産業環境保全協会との行政懇談会出席者一覧

岐阜県 環境生活部廃棄物対策課	課長	井戸 美子
	不法投棄監視監	中垣内辰也
	課長補佐兼監視指導係長	垣本 文一
	産業廃棄物係長	神谷 武志
岐阜市 環境部 環境部産業廃棄物指導課	環境対策審議監	篠田 桂一
	課長	
	監視指導係長 副主幹	大矢 博之
	審査係長 副主幹	彦坂 憲一

（一社）岐阜県産業環境保全協会	理事長	澤田 裕二
	副理事長	丹羽 武
	副理事長	木村 順一
	副理事長	石原 幸喜
	専務理事	大坪 敬明
	理事	石田 謙治
	理事	片岡 政之
	理事	北川 仁司
	理事	國本 吉男
	理事	栗本 純夫
	理事	杉下 武夫
	理事	高木 雅浩
	理事	濱岡 直彦
	理事	伏見 典郎
	理事	松野 守男
	理事	森本 穎人
	理事	山田 輝幸
	監事	綾瀬 和人
	監事	小塚 将樹
	事務局長	細江 美直

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に係るお知らせ

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う許可申請等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う許可申請等の取扱いについては、本誌123号でお知らせをしたところです。

昨今の感染拡大の状況を鑑み、この取扱いを継続することとしておりますので、申請等に際しては、以下の点にご留意いただくとともに、ご不明な点がありましたら、申請窓口(岐阜地域環境室又は各県事務所環境課)へご相談ください。

(1) (特別管理)産業廃棄物処理業許可申請の郵送に関する留意点

- 事前に申請窓口(岐阜地域環境室、各県事務所環境課)の担当者に連絡してください。
- 申請手数料については、岐阜県収入証紙で納付する必要がありますので、納付書に貼付のうえ、申請書類に同封して送付してください。
※現金等による納付は認めません。
- 申請書類は簡易書留やレターパック等、送付記録が確認できる方法で送付してください。
- 公的書類(履歴事項証明書等)の原本の返却を希望する場合は事前に申し出てください。
- 許可証及び申請書(写し)の郵送による返送を希望する場合には、返送用の封筒を申請書類に同封してください。
※封筒には切手(配達証明等の料金を含む。)を貼付してください。

(2) 更新許可申請時に提出する修了証の取扱いに関する留意点

- 暫定講習会の開催が開始されていることから、原則として、更新許可申請書の提出時に講習会の修了証を提出する必要があります。
- 更新許可申請書の提出時に講習会の修了証を提出できない特段の理由がある場合(講習会は受講済みだが、修了証の発行が許可期限に間に合わない、講習会の参加人数の制限等により許可期限内の講習会の受講が困難 等)は、その旨を事前に申請窓口へご相談ください。
※受講計画の確認等を行ったうえで、本誌123号でお知らせをした誓約書の提出等の案内させていただきます。
- 更新許可申請書の提出時に講習会の修了証の写しが提出されない場合、修了証の写しが提出されるまでは更新許可は認めませんので、講習会の受講後、速やかに修了証の写しを提出してください。

※修了証の写しが提出されない場合は、不許可処分をすることがあります。

※従前の許可期限内に更新許可申請がなされた場合には、当該申請に対する処分が決定するまでは従前の許可は有効です。

2 優良認定制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律規則の一部を改正する省令により優良産廃処理業者の認定基準が改められたこと等については、本誌122号及び124号でお知らせをしたところですが、優良認定を希望する場合には、以下の点に御留意ください。

(1) 事業の透明性の基準に適合することを証明する書類について

次の①～③の書類のうち、いずれか1つを提出する必要があります。

- ① (公財)産業廃棄物処理振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合は、同ウェブサイト上で発行されるその旨を証明する書類
- ② 「産廃情報ネット」を利用せず、自社のホームページにより情報を公表・更新している場合は、情報を公表・更新した時点でその日付が明示されている当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの
- ③ 環境大臣が指定した者((公財)産業廃棄物処理振興財団)が作成する書類(適合証明書)

※今回の改正により追加

(2) 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルについて

前述の規則改正等を踏まえ、令和2年10月に優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(環境省)の改定が行われました。

本マニュアルを含め、優良認定制度については、県ホームページで案内しておりますのでご確認いただくとともに、書類の作成等の際には御活用ください(法改正に伴い、誓約書の参考様式が改定されていますので御留意ください)。

○ 岐阜県公式県ホームページ「優良産廃処理業者認定制度」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8088.html>

飛騨地域の温泉について

岐阜県飛騨県事務所環境課

新年あけましておめでとうございます。

令和3年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

さて、今回は、飛騨県事務所 環境課の業務の一つでもある「温泉」についてご紹介いたします。

1 飛騨地域の温泉について

岐阜県には、温泉大国・北海道やお隣の長野県には及ばないものの、数多くの源泉があります。中でも、ここ飛騨地域には323もの源泉があり、県内源泉数の約63%を占めています。

【岐阜県の源泉数】

出典：岐阜県内における源泉一覧

地区名	岐阜地区	西濃地区	中濃地区	東濃地区	飛騨地区	計
源泉数	15	26	50	96	323	510

また、飛騨地域は泉質の種類も豊富で、全9種類の泉質中、8種類がそろっています。

【泉質の種類と特徴】

岐阜県温泉協会「岐阜県温泉ガイド」より

◇ 二酸化炭素泉(炭酸泉)

炭酸ガスの効果で毛細血管が拡張し体が温まり、高血圧・動脈硬化症に効果があるとされています。また、飲むと胃腸病によいとされています。

湯屋温泉、下島温泉

◇ 硫黄泉

卵のくさったような臭いが特徴の温泉。療養効果が高く硫黄の持つ殺菌作用から、特に皮膚病にはよいとされています。

平湯温泉、新穂高温泉、割石温泉、平瀬温泉、大白川温泉

◇ 塩化物泉

体が良く温まり、浴用で筋・関節痛、打ち身・ねんざ、冷え症、慢性婦人病、月経障害、不妊症、病後回復に効果があるとされています。

平湯温泉、新穂高温泉、白川郷温泉

◇ 放射能泉(ラジウム泉)

含まれる微量の放射能(ラジウム)には、体の免疫力を高める作用があると言われ、飲用すると利尿作用もあり療養効果の高い温泉と言われています。

乗政温泉

◇ 硫酸塩泉

硫酸イオンを多く含む温泉で飲むと苦みがあり、薬用効果が高い温泉で古来より「中風の湯」「脳卒中の湯」「傷の湯」などと呼ばれています。

湯河温泉

◇ 炭酸水素塩泉

重曹を多く含む温泉で、アルカリ成分の働きで美肌効果が高いことから「美人の湯」とも呼ばれます。浴用で切り傷、慢性皮膚病などに効果があるとされます。

下島温泉、平湯温泉、新平湯温泉、福地温泉、新穂高温泉、塩沢温泉、飛騨にゅうかわ温泉、ひだ庄川温泉

◇ 含鉄泉

温泉に含まれる鉄分と空気中の酸素が反応し酸化鉄となることから次第に茶褐色に変わります。貧血や婦人病に効果があるとされています。

くるみ温泉、秋神温泉、古川温泉

◇ 単純泉

無色透明で刺激が少なく肌触りが良いので、病後回復期の静養、手術後の療養、骨折・外傷後の療養などに広く利用されています。

下呂温泉、萩原温泉、南飛騨馬瀬川温泉、飛騨川温泉、飛騨金山温泉、平湯温泉、新平湯温泉、福地温泉、新穂高温泉、柄尾温泉、臥龍温泉、飛騨高山温泉、飛騨數河温泉、飛騨古川桃源郷温泉、四十八滝温泉、宮川温泉、トヨタ白川郷自然学校温泉、流葉温泉

◇ 酸性泉

酸性の温泉で殺菌作用が強いことから、慢性の皮膚病などに効果があります。

岐阜県にはありません

このほか、色、匂い、肌触りなどそれぞれに特色があり、日帰り温泉施設も多数ありますので「湯めぐり」を楽しむにはもってこいです。きっとあなたにぴったりな温泉がありますので、ぜひ、ごひいきの温泉を見つけてください。

2 温泉の活用と保護について

現在、温泉は入浴用だけでなく、様々な場面で活用されています。飛騨地域においても温泉熱を活用した暖房、屋根・道路の融雪、栽培・養殖施設など産業的活用、地熱発電などが行われており、今後もその活用は多様化していくことと思われます。

いまや温泉は、太陽光や水力と並ぶクリーンエネルギーとなりつつあります。しかし、温泉は無限ではありません。

温泉のメカニズムは、地表に降った雨などの地表水の一部が、岩盤の亀裂を通じて地下の深部へ浸透し、マグマに温められたりして、途方もなく長い年月をかけて温泉として湧き出てくると言われています。

よって、地下へ浸透する水の量以上に温泉を汲み上げてしまえば、当然枯渇してしまいます。

そのため、私どもは、「温泉法」や環境省の指導指針である「温泉資源の保護に関するガイドライン」などに基づき、源泉の保護に努めていく必要があります。

温泉活用の多様化を見守る一方で、乱開発を防止し源泉の保護に努めていくことが、今後より重要となってくると思われます。



3 おわりに

温泉が健康に与える効果として、体を温めることで血行が良くなり新陳代謝が促進されるだけでなく、様々な成分が溶け込んでいる温泉に浸かることで、その薬効が皮膚から吸収されることなどが挙げられていますが、なによりも、温かい温泉に浸かることは、どんな泉質であってもストレス解消に効果がある有力な方法の一つと言われています。

飛騨の雄大な自然の中で、深呼吸をしながら温泉に浸かり、心と体をリセットしていただき新しい年への鋭気を養っていただきたいと思います。



一人でゆったり浸かるもよし。みんなで楽しく浸かるもよし。

ぜひ、あなたも心と体のリフレッシュにお越し下さい。

飛騨の優しい湯けむりは、いつでもあなたをお待ちしております。



「人・自然・文化がおりなす活力と やさしさのあるまち飛騨高山」を目指して

高山市長 國 島 芳 明

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに協会員の皆様におかれましては、新春を迎える謹んでお慶び申し上げるとともに、日頃からの環境保全活動をはじめとする環境行政の推進に対しまして、格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中心に位置しており、東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は2,177km²の日本一広い市です。面積の約92%は森林で占められており、また標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいます。北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈を擁し、中央部には宮川、南部には飛騨川、南西部には庄川が流れています。市内の至る所で自然を感じることができます。

さて、近年では市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化の波が押し寄せており、人口減少・少子高齢化社会の到来、情報化社会の加速、異常気象による災害の発生、環境やエネルギー問題の顕在化など、様々な課題に対し、これまで以上の対応が求められています。

こうした状況も踏まえ、平成31年度には高山市第八次総合計画の見直しを行い、「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を都市像と定めました。また、その実現のため、環境面の総合的な計画である環境基本計画も見直しを行い、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かし、環境に配慮した持続可能なまちづくりをすすめています。

主な取組みとして、地球環境の分野では、自然環境の保全と活用、自然とふれあう空間の創出、生物多様性の保全、自然エネルギーを活かしたまちづくり、低炭素社会の形成、気候変動環境リスクの低減に取り組むこととしており、生活環境の分野では、公害対策の強化、循環型社会の構築、ごみの適正処理に取り組むこととしています。

特に、廃棄物処理関連では、3R「Reduce」「Reuse」「Recycle」のさらなる推進による廃棄物の減量化・資源化をすすめています。具体的には、ごみ分別アプリの導入による分別収集の意識啓発や、生ごみ堆肥化等装置購入補助によるごみの減量化、リフォーム製品フェアやフリーマーケットの開催などによる再使用の推進、小型家電の分別収集や集団資源回収の奨励などによる再生利用の取り組み等を行っているところです。

また、現在のごみ処理施設の老朽化がすすんでおり、新たな施設の整備が必要となっているため、今年度にはごみ処理場建設検討委員会を設置し、ごみ焼却施設の整備に向けた検討をすするとともに、既存のごみ処理施設の適正な維持管理及び処理に努めているところです。

このような取り組みによる、地域の特性を活かした循環型社会の形成を推進することによって、地域活力の向上につながり、持続可能な地域再生へのアプローチにもなると認識しています。

廃棄物の適正処理など環境行政の推進につきましては、市民、事業者、市の連携を強化し、生産、流通、販売、消費、廃棄等各段階における配慮や対策が必要であり、特に貴協会の皆様方におかれましては、この分野で重要な役割を果たしていただいているところです。

今後とも、廃棄物行政に対するお力添えをお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

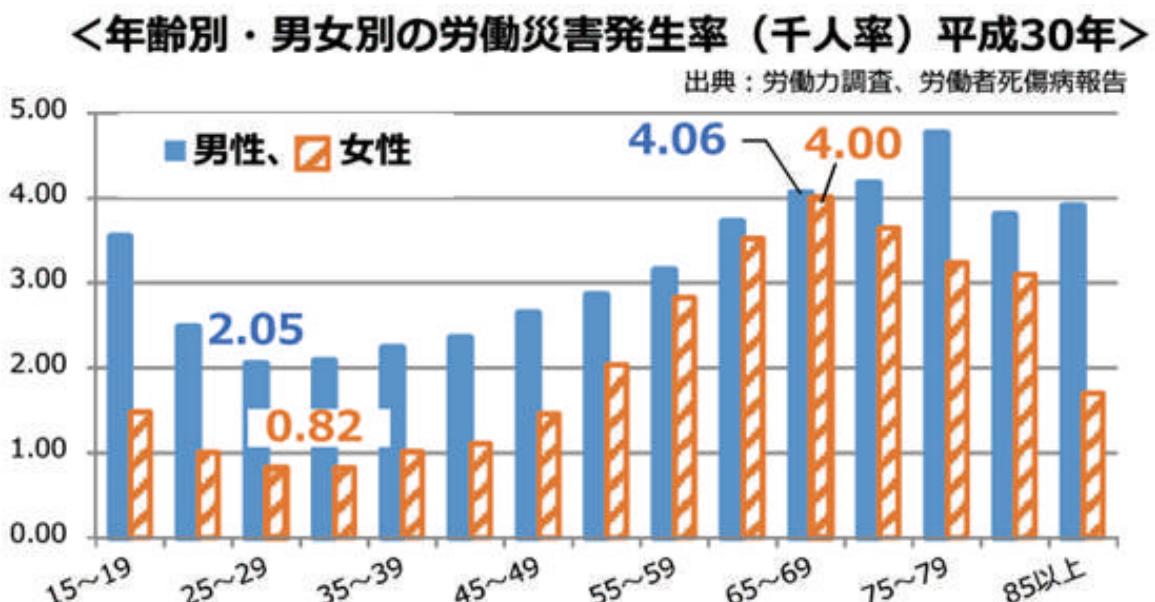
今回より労働災害の削減に向け、岐阜労働局労働基準部健康安全課より労働安全衛生についての情報を頂き掲載することとしました。

『エイジフレンドリーガイドラインと高年齢労働者の転倒災害防止対策について』

岐阜労働局労働基準部健康安全課

● 「エイジフレンドリーガイドライン」が策定されました

我が国の高齢化率は年々増加傾向にあり、高齢社会白書(令和2年度版)によれば、令和18年には全人口のうち約3分の1が65歳以上の高齢者となることが予想されています。こうした下で近年においては、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、高年齢労働者の災害防止対策は今後一層重要な課題となるものと考えられます。



このような状況を踏まえ、令和2年3月25日、高年齢労働者を使用する事業者及び労働者の取組むべき事項を取りまとめた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称：エイジフレンドリーガイドライン)が策定されました。具体的な取組事項は以下のとおりです。

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりや労働災害を予防するため、各事業場の皆様におかれましては積極的に当該ガイドラインに基づく取組を行っていただきますようお願いします。

労働安全衛生

事業者に求められる取組

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

2 職場環境の改善

- ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・健康診断や体力チェックにより、事業者と高年齢労働者の双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

4 項目3に応じた対応の実施

- ・項目3によって把握した個々の高年齢労働者の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングする
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

5 安全衛生教育

- ・十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
- ・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行う

労働者に求められる取組

1 身体機能や健康状態等の把握

- ・自らの健康状態等を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・事業者が行う定期健康診断を必ず受けること(対象とならない者については、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けること)
- ・事業者が体力チェック等を行う場合には、これに参加し、自身の体力の水準について確認し、気付きを得ること

2 基礎的な体力の維持と生活習慣の改善

- ・日頃から足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや運動等を取り入れること
- ・事業場で行われているラジオ体操等に積極的に参加し、また、通勤や休憩時間中にも簡単な運動を小まめに実施したりすること
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等に努めること

3 健康や医療に関する情報の収集等

- ・青年、壮年期から健康に関する情報に关心を持ち、ヘルスリテラシーの向上に努めること

岐阜労働局ホームページのご案内



健康安全課のページ



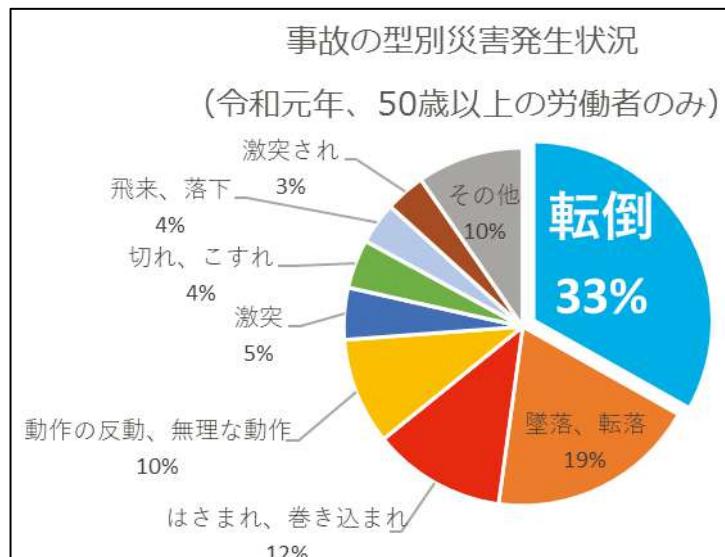
エイジフレンドリー

ガイドラインについて

●高年齢労働者(※)の労働災害の発生状況

岐阜県内において令和元年(1月から12月)に発生した高年齢労働者に係る労働災害について、その内訳を事故の型別にみると、転倒災害が3割超を占めています。したがって、増加傾向にある高年齢労働者の災害を減少させるためには、転倒災害の防止対策が不可欠であるといえます。

(※)各種制度や統計等によって高年齢労働者の定義は異なりますが、本稿では「50歳以上の労働者」を高年齢労働者と定義しています。



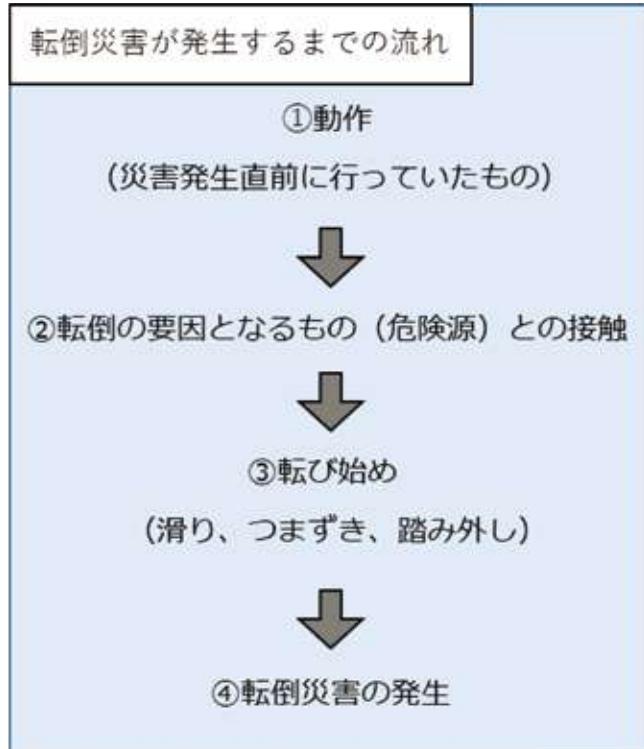
(図2)

●災害防止対策を検討するにあたって

転倒災害に限らず、労働災害が発生した際には、実際に発生した事象を時系列順に並べ、各時系列ごとに講すべき対策を検討していくというのが一般的な手法の一つです。また、同様の方法によって、今後発生することが見込まれる災害についての対策の検討を行う場合もあります。

そこで、転倒災害について当該方法を実践してみると、概ね(図3)のような時系列となるのではないでしょうか。

災害防止対策を検討する上では、当該時系列の中で「次の矢印に事象が進まないためにどんなことが出来るか」という観点でそれぞれ議論を進めていただくと、論点も整理され、よりスムーズな議論となることが多いように思います。例えば、②の危険源との接触についてでは、いかに危険源との接触を防止するか、若しくは危険源そのものを排除できないかといった議論の方向性になろうかと思います。



(図3)

労働安全衛生

●災害防止対策

以降では、具体的な災害防止対策の考え方についてご紹介するとともに、各項目で示す対策の具体例がエイジフレンドリーガイドラインのいずれの取組に相当するものなのかを表示しています。また、(1)及び(2)に示す対策については、すべての年齢層の労働者に対して有効であると考えられる対策が多くを占めますが、高年齢労働者に係る対策という点では(3)に示す体力の状況の確認等がガイドラインの内容を踏まえた特徴的な対策例となっています。

【 】内がガイドラインにおける取組事項

事業者の取組事項＝事、労働者の取組事項＝労、数字＝取組事項の項目番号

(1) 危険源との接触を防ぐために

転倒災害については、「滑り」によるもの、「つまずき」によるもの、「踏み外し」によるものと大きく3つの型に分類することができます。そして、これらの要因となるもの(水溜まり、床に飛び散った油、段差など)は一般的に危険源と呼ばれています。転倒災害を防止しようと思った際には、まずこれらの危険源を無くす、若しくは危険源と作業者が接触しないように対策を講じることが重要です。当然のことですが、危険源そのものを無くすということは、転倒をもたらす要因そのものが無くなるということですので、抜本的かつ最も有効な災害防止対策であるといえます。当該対策を講じていただくのが一番ですが、中には簡単には無くすことの出来ない危険源(階段の段差など)も事業場には存在しているものと思います。このような無くすことの出来ない危険源に対しては、具体例Ⅱで示すように、教育やルール作り等の管理的な対策によるアプローチを行い、なるべく危険源と作業者が直に接触しないように対策を行うことが望ましいです。



具体例Ⅰ)危険源そのものを無くす

- ・定期的な床清掃の実施【事2】
- ・事業場内のバリアフリー化(段差の解消)【事2】

具体例Ⅱ)危険源との接触を防ぐ

- ・危険箇所の表示、事業場内安全マップの作成【事5】
- ・危険源を避けて動作するようにルールを決める、教育する【事5】

(2) 危険源と接触しても転び始めないようにするため

危険源は転び始め(滑り・つまずき・踏み外し)の要因となりますが、作業者がこれらと接触し

たからといって必ずしも転倒災害が発生するわけではありません。例えば、転倒しにくい履物の着用や歩行方法そのものに留意する等によって、転び始めを防ぐことも可能な場合があります。

具体例) 転び始めを防ぐ

- ・床面、路面を確認したうえで、ゆっくりと移動する
- ・耐滑性能を有する靴の着用、定期的な靴底の摩耗確認【事5】
- ・雪道など転倒しやすい場所における歩行方法についての教育【事5】

(3) 転び始めても転ばずにいるために

何かにつまずいて転びそうになった際、咄嗟に手すりを掴んで姿勢を保持したり、また、足腰に力を入れて踏みとどまつたりと、運よく転ばずに済んだという経験が誰しも一度や二度はあるのではないかでしょうか。前者の場合には手すりの設置等の物理的な対策によって一定程度の措置が可能であると考えられますが、後者の場合については、どうしても労働者本人の運動能力に頼らざるを得ないという側面があろうかと思います。

加齢による筋肉量の減少については、上肢よりも下肢の方が減少の程度が大きいということが知られています。また、このほか、反射神経や敏捷性、持久力等の運動に関わる能力全般についても加齢により衰えることが医学的に証明されています。ちなみに、年齢を重ねると少しの段差でもつまずきやすくなると言われることが多いですが、これは、つま先を上方に上げる動作を行う筋肉(足関節背屈筋)が最も加齢による筋肉量の減少が顕著であることが要因の一つであるとされています。

(1) 及び(2)による対策によって、転びそうな状態そのものを作り出さないことが第一ですが、いざという時に転倒を水際で阻止するためにも、転びにくい体づくり、つまりは良好な健康状態・体力の状況の把握・管理についてもガイドラインの内容を踏まえて取り組んでいただく必要があります。

具体例) 転倒を水際で阻止する

- ・通路や階段脇に手すりを設置する【事2】
- ・転びにくい体づくりを行う【事3・4、労1・2】

● さいごに

今回ご紹介したガイドラインの標題にも掲げられているエイジフレンドリーとは、「高齢者の特性に配慮した」という意味合いを持っています。このガイドラインを踏まえた様々な措置を事業者のみなさまに講じていただくことによって、高年齢労働者の方々が安心して安全に働く職場環境を形づくり、また、健康づくりの推進によって労働災害の予防に資するということこそがガイドラインの目標としているところです。

ガイドラインの目標の達成のために、事業者及び労働者がそれぞれの取組事項を自ら積極的に実施し、また、双方向的なコミュニケーションを図りながら、エイジフレンドリーな職場づくりを行っていただくようお願い申し上げます。

安全衛生活動の現状調査集計結果について

(一社)岐阜県産業環境保全協会

安全衛生活動の現状調査に際しまして、ご協力ありがとうございました。

重点目標である安全衛生規定の作成ほか、全ての項目につきまして活動目標を達成しました。

残念ながら4日以上の休業災害数(令和元年4月1日～令和2年3月31日)は昨年度調査の倍近くとなりました。

当協会ホームページには安全衛生情報を載せてありますので参考にしてください。

- (1) 調査対象実施日 令和2年11月4日～12月4日
(2) 調査対象 産業廃棄物処理業者277会員
(3) 回答率 232会員／277会員 = 83.8%

No.	入力項目	集計 結果A	今年度 目標値B	達成率 A／B	前年度 調査結果
①	アンケート回答数	232	215	107.9%	204
②	安全衛生規程を作成している会員数 (作成予定を含む)	58	53	109.4%	50
③	協会の安全衛生事業を認知している会員数	201	181	111.0%	172
④	連合会が提供している支援ツールを認知している会員数	115	108	106.5%	102
⑤	安全衛生管理体制を構築している会員数 (構築予定を含む)	171	160	106.9%	152
⑥	協会が実施する安全衛生研修会の会員数 (参加予定を含む)	85	80	106.3%	76
⑦	安全衛生パトロールを実施している会員数 (実施予定を含む)	147	130	113.1%	126
⑧	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員数 (実施予定を含む)	140	122	114.8%	116
⑨	リスクアセスメントを実施している会員数 (実施予定を含む)	95	93	102.2%	86
参考	1日未満の災害数	31	-		21
	1～3日の休業災害数	10	-		8
	4日以上の休業災害数 ※	23	12	52.2%	14
	死者者数	0	0		0

※4日以上の休業災害数はB／A

<(一社)岐阜県産業環境保全協会>

○新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県への寄付

令和2年11月5日(木)に岐阜県庁4階第1応接室において、澤田理事長、丹羽副理事長、木村副理事長、石原副理事長、大坪専務理事が出席し、澤田理事長より古田岐阜県知事へ新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県への寄付金100万円の目録を贈呈しました。その後、知事より当協会に対して感謝状を頂きました。



岐阜県庁4階第1応接室にて



○河野前理事が環境大臣表彰を受賞

河野勝二前理事(有河野組代表取締役)が「令和2年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労者)」として栄えある環境

大臣表彰を受賞されました。

「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」において授与される予定でしたが、コロナ禍で中止となつたため岐阜県庁環境生活部長室において西垣功朗環境生活部長より伝達が行われました。

引き続き、協会として澤田理事長より記念品を贈り受賞をお祝いしました。



河野勝二前理事(代理河野高康氏)伝達表彰式

○協会旗等の作成

協会旗は団体のシンボルであり、総会等で掲げることにより幅広い訴求効果を生み出すため、緑十字旗は労働安全への意識高揚のため、また、幟旗についても、当協会のPRが行えるように作成しました。



○理事会の開催

「第3回理事会」

令和2年度第3回理事会が、令和2年10月14日(水)に「岐阜県水産会館」において開催されました。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

(1)会議等報告

- (公社)全国産業資源循環連合会マニフェスト推進委員会(意見照会)
- (公社)全国産業資源循環連合会第49回理事会(書面決議)
- (公社)全国産業資源循環連合会会长表彰(岐阜県関係者)
- (公社)全国産業資源循環連合会第10回定時総会(書面決議)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和2年度第1回会長・理事長会議
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和2年度第1回全体会議
- 第13回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 幹事会(Web会議)
- 令和2年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議(資料提供による情報共有)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和2年度第1回全国正会員事務局責任者会議(資料送付)
- 令和2年度 岐阜県災害廃棄物処理事前研修

(2)委員会等報告

- 総務委員会

第2回委員会(令和2年7月10日)の開催結果について

- 研修指導委員会

第2回委員会(令和2年7月8日)の開催結果について

産業廃棄物処理関係暫定講習会の開催結果について

•広報編集委員会

第2回委員会(令和2年7月8日)及び第3回委員会(令和2年10月14日)の開催結果について

協会報「ぎふ環境保全」第123号の発行
協会要覧(令和2年度版)の発行

•適正処理委員会

第2回委員会(令和2年7月10日)の開催結果について

(3)青年部会動向について

- 役員ZOOM会議(6月10日、6月16日、7月14日、8月5日)の開催結果について
続いて次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 公益目的支出計画の特定寄付の追加及び変更許可申請について

第2号議案 新型コロナウイルス感染予防対策に係る寄付(令和2年度事業計画変更について)

第3号議案 令和2年度補正予算について

第4号議案 協会旗等の作成について

第5号議案 新規加入会員の承認について

その他の事項として「産業廃棄物対策基金の運用状況」及び、「会計収支報告(7月末)」について報告がされました。



第3回理事会

「第4回理事会」

令和2年度第4回理事会が、令和2年12月16日(水)に「ホテルグランヴェール岐山」において開催されました。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

(1)会議等報告

- 令和2年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会(書面開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和2年度中部地域協議会災害廃棄物支援協定担当者会議
- (公社)全国産業資源循環連合会令和2年度第2回中部地域協議会専務理事會議
- (公社)全国産業資源循環連合会令和2年度第1回最終処分部会運営委員会

(2)委員会等報告

- 研修指導委員会
産業廃棄物処理関係暫定講習会の開催結果について
- 広報編集委員会
協会報「ぎふ環境保全」第124号の発行
協会オリジナルカレンダー(2021年)の作成・配付

(3)青年部会動向について

- 役員会議(10月19日、11月9日)の開催

結果について

- 12月17日開催予定の年末親睦会は新型コロナウイルス感染状況鑑み中止

続いて次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 巡回指導車の廃車について

第2号議案 令和4年度「産業廃棄物と環境を考える全国大会」

開催地の受諾について

次に「慶弔規程第3条の運用方針について」及び「新年互例会について」協議がされ提案どおり承認されました。

その他の事項として「会員の状況」が報告がされました。



第4回理事会

○委員会の開催

- 広報編集委員会(10月14日開催)
協会報「ぎふ環境保全」第125号の作成方針について協議を行い、提案どおり進めることとしました。

2021年版協会カレンダー作成について協議を行い、ひと月毎で書き込みが多くできるものを作成することとしました。

来年度において、協会のホームページを見やすくする、スマート画面に対応するなどの操作性を向上させるリニューアルを行うため、

令和3年度予算に計上するよう理事会に提案することとしました。

〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

○(公社)全国産業資源循環連合会 マニフェスト推進委員会

4月20日開催予定であった「令和2年度第1回全国産業資源循環連合会マニフェスト推進委員会」はコロナ禍により中止となり、「電子マニフェスト運用支援事業の受託判断基準」、「電子マニフェスト運用支援事業の新事業」、「行政やJWセンターからの財政支援がない場合の会員に対する電子マニフェスト事業モデル」の3点について6月2日に書面にて意見照会となりました。

〈中部地域協議会〉

○令和2年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

令和2年9月16日に静岡市内で開催を予定していました中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議については、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み中止となり、各県における産業廃棄物不法投棄事例の現状と対策等について会議での報告に代えて9月11日付けで資料送付による情報共有となりました。

当県では当協会の他、岐阜県、岐阜市が情報提供をしました。

○令和2年度第2回専務理事会議

令和2年11月17日に静岡市(公社)静岡県産業廃棄物協会で開催され、「産業廃棄物処理産業振興法(案)」、「令和4年度産業廃棄物と環境を考える全国大会開催地」等について協

議をしました。この会議には大坪専務理事が出席をしました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係【暫定】講習会の開催

通年は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会でしたが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、事前にパソコンで講義動画を視聴して、その後、会場で検温・手指消毒など感染予防対策を取りながら試験を受ける2段形式の暫定講習会となりました。結果につきましては下記のとおりです。

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分課程講習会(更新)】

開催日・場所 7月20日(月)
じゅうろくプラザ
受講者 12名

【産業廃棄物処分課程講習会(新規)】

開催日・場所 7月20日(月)
じゅうろくプラザ
受講者 6名

【特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 7月20日(月)
じゅうろくプラザ
受講者 3名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 7月21日(火)
じゅうろくプラザ

受講者 28名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 7月21日(火)

じゅうろくプラザ

受講者 48名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 8月5日(水)

OKBふれあい会館

受講者 28名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 8月5日(水)、6日(木)

OKBふれあい会館

受講者 計84名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】

開催日・場所 8月5日(水)、6日(木)

OKBふれあい会館

受講者 計43名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 10月22日(木)午前・午後

OKBふれあい会館

受講者 計72名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 12月4日(金)午前・午後

OKBふれあい会館

受講者 計100名



感染予防対策を取りながらの受付

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会員名	住所	
(株)セイノーマテリアル	〒503-2213 大垣市赤坂町101番地	
電話	認定年月日	許可区分
(0584)72-2711	令和元年 5月14日	岐阜県 ・産業廃棄物処分

会員数の状況

正会員	280
賛助会員	62
特別会員	3
合計	345

(令和3年1月1日現在)

お知らせ

〈電子マニフェストシステム(愛称:JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(前々年度に50t以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなりました。

なお、義務化は、令和2年4月1日から施行されました。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料金	B 料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C 料金)
基 本 料 (1年間)	26,400円	1,980円	不 要
使 用 料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処 分 業 者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処 分 業 者			
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	A 料金	B 料金
基 本 料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円	
使 用 料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円	
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下	

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物 処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
JWNETサポートセンター

在宅勤務を実施しているため、電話が大変つながりにくくなっています。

▼電話サポート 対応時間

【平日 9:00~12:00、13:00~16:00】

電話:0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスをご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和2年12月21日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,100
収集運搬業者	363
処分業者	172
合計	5,635

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えて購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

FAX 058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

- 発送 (翌日営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)
 協会窓口で現金購入 来所予定日 月 日 AM・PM・未定

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票(マニフェスト)の種類	単価(円)消費税込	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,600 箱
	連続票	13,000 ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,600 箱
	連続票	13,000 ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,500 箱
	連続票	12,500 ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 330円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会 会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円(実費)	冊

申込日	令和 年 月 日	発送の場合 土曜日に荷物の受取	可・否
住 所	〒 -		
会 社 名	フリガナ		
代表者氏名又は 取扱責任者氏名	(フルネームが必要です)		
電 話 番 号		F A X 番 号	

事務局使用欄

払込No.	確認日
No. _____ ~ _____	No. _____ ~ _____

○保全協Newsについて

令和2年10月19日(第206号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第206号)

- 1 「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル」の改訂について
- 2 令和2年度最低賃金の改定について
- 3 建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへの策定及び推進について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石田謙治

副委員長 小塚将樹

石原幸喜 河原三次 長谷川光彦 濱岡直彦

伏見典郎 藤沢茂

編集後記

先日、学生時代の友人と久しぶりに食事をした。その時に話題に上がったのが「妻のトリセツ」という著書。私はまだ読んでいないが、内容としては恐い妻を如何に怒らせることなく、上手に扱うか、という内容だそうだ。ネットで読者の方のレビューを見ると、「自分の妻に取材したのか!?」「明日から頑張ります」といった男性の意見の一方、女性の意見は「痛快だった」「とにかく笑った」となっている。このレビュー内容、またその著書が45万部以上も発行されているのだから、家庭では男性より女性の方が圧倒的に強いのだろう(うちの家庭も…)

しかし、なぜだろう。皆さんご存じの通り、日本は社会における女性活躍に対する考え方、環境作りが遅れていると世界各国から言われている。そう、日本は仕事での社会となると、この男女の立場が逆転してしまうことになっているのだ。確かに政治家や公務員、一般企業でもトップに立っているのは圧倒的に男性が多い。これは紛れもない事実だ。しかし、社会というのはなにも表舞台に立っている者だけが活躍しているというわけではない。日本には古くから「内助の功」という慣用句がある。この言葉はまさしく女性をリスペクトし、目立ちはしないが、陰で一生懸命頑張っている女性に対し敬意を表しているものである。もしこの「内助の功」がなくなってしまったとしたら、今表舞台に立っている者のうちどれだけの者が倒れていってしまうだろうか。私もそうである。妻の存在がなかったら、今ここでこの文を書いているということもなかっただろう。妻がこの冊子を読むことはないだろうが、この場を借りてお礼を言っておこう。「今まで支えてくれて本当にありがとう。これからもよろしく。」

少し話が逸れてしまったが…それなら、やはり女性は陰で支えるものだ!という考え方には捉われてしまうかもしれないが、それも大きな間違いである。「もっと頑張りたい!」「男なんかに負けるものか!」という志がある女性は、どんどん表舞台に出てくるべきである。そしてそのような女性がいるならどんどん応援してあげるべきだ。我が社唯一の女性社員も他の男性社員よりも逞しく、私が我社の顔なんだ!と日々の窓口業務を立派にこなしている。こんな女性が社会に増えていけば、とても望ましい限りである。

しかし、今の日本社会はなんでもかんでも女性を表舞台に立たせようとしている傾向がある。女性議員を増やせだの、一般企業の女性管理職を増やせだの…その結果、その気がない女性を無理に表舞台に立たせようとし、それがその女性に過度なプレッシャーを与え、その人本来の能力を生かしきれない結果となるのではないかだろうか。ましてや、まだその立場での能力が携わっていないにも関わらずその地位にしてしまうというのは、まるでお飾りのようで、これこそ女性に対する侮辱となるのではないだろうか。大切なことは、地位や立場、男性、女性は関係なく、どんな仕事でも誇りを持ち頑張っている人をリスペクトしていくことではないだろうか。

気持ちが前のめりになりすぎて稚拙な文章となってしまいましたが、なんでも世界基準に合わせるのではなく、この日本の良き文化・精神を、この小さな島国が世界の大國になった裏には女性の活躍があったからこそなんだ、ということを世界にアピールしていくことも大事なことだと思います。

以上、長きにわたり熱く語ってきましたが、そんなことを私ではどうにもできそうもないのに、菅総理!日本古来の「押忍」の精神で世界に誇れる日本の良き社会を築き上げていただけるよう、頑張ってください!!

記 濱岡.G

令和3年1月15日発行

第125号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 澤田裕二

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

**敵はウイルス。
人、じゃない。**

**STOP
コロナ・ハラスメント**

**感染者に思いやりを。
医療従事者に感謝を。**

感染する可能性は、誰にでもあります。
ウイルスに対する恐怖心、誤解や偏見による
差別や排除をなくし、
みんなでこの難局を乗り越えましょう！



**ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言
岐阜県**

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり き むら
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県
優良産廃処理業者

エコクリーン21
認定・登録番号 0009896

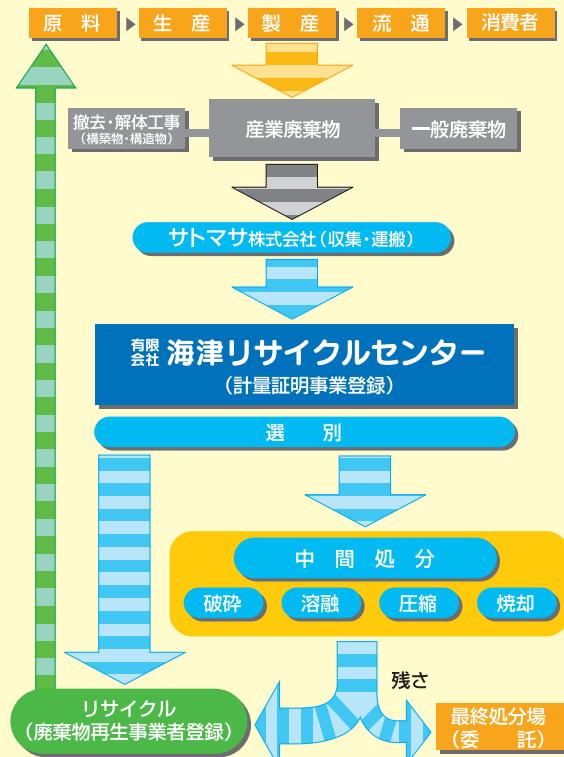
企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことです。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〈加盟団体〉サトマサグループ

- (一社) 愛知県産業廃棄物協会
- (一社) 岐阜県産業環境保全協会
- (一社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会